

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年3月27日（平成30年（行個）諮問第57号）

答申日：平成30年10月11日（平成30年度（行個）答申第112号）

事件名：本人に対する特定の不訂正決定に係る電子決裁の起案用紙等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下、順に「本件文書1」ないし「本件文書3」といい、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年12月21日付け北海相第166号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正をしてほしい。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由の（理由）（その内容は別紙2のとおり。）のとおり。当時の特定職員Aは別紙（添付略）のとおり平気でうそをつくので信用できないから。

（2）意見書

北海道財務局特定職員Bは、特定職員Cから、新たな制度要望を伝えられていない。

北海道財務局特定職員Bは、特定職員Cに、北海道財務局の担当者に直接意見を述べることができると言ったこともない。

すべて、特定職員Cのねつ造である。平成29年（行個）諮問第74号及び平成29年10月25日財地第257号財務大臣裁決書で事実上は財務省の主張であり、特定職員Cの相談対応票は事実ではないと結論が出ている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成29年11月22日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2の保有個人情報について訂正請求があった。これに対して、処分庁は、訂正請求に係る保有個人情報について、事実と異なると判断できる具体的な根拠がないこと等から、訂正請求に理由があると認めることはできないとして、同年12月21日付けで不訂正決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月27日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 訂正請求の対象となった保有個人情報

本件訂正請求の対象となった保有個人情報は、平成29年11月2日付け北海相第151号により開示した①保有個人情報の訂正を行わない旨の決定に係る電子決裁の起案用紙、②当該電子決裁後に出力、印刷した起案用紙及び③当該電子決裁に添付されている相談対応票（特定受付番号）である。

3 審査請求の趣旨

審査請求人は、平成28年3月16日付け諮問第50号に係る理由説明書等を踏まえて、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正すべきであると主張している。

4 諮問庁の意見等

(1) 諮問庁の意見

ア 保有個人情報の訂正を行わない旨の決定に係る電子決裁の起案用紙及び当該電子決裁後に出力、印刷した起案用紙

当該起案用紙は、審査請求人からの特定年月日A付けの保有個人情報訂正請求に対し、北海道管区行政評価局が訂正をしない旨の決定に係る電子決裁を行うために作成したものである。

審査請求人は、当該起案用紙の伺い文の記載内容について訂正を求めているが、当該記載内容は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定を行うに当たっての北海道管区行政評価局の判断を記載したものであり、訂正の必要は認められない。

イ 当該電子決裁に添付されている相談対応票

当該相談対応票は、行政相談委員が特定年月日Bに審査請求人から受け付けた行政相談について、同委員から処理の依頼を受けた北海道管区行政評価局の担当者が、当該相談対応票の調査結果に記録されているとおり、審査請求人から再度相談内容を確認した結果を踏まえて作成したものである。

審査請求人は、当該相談対応票に関して、件名、相談内容、行政分野分類、行政機関分類及び調査結果について訂正を求めているが、北海道

管区行政評価局に事実関係を確認した結果、i) 件名及び相談内容は、実際に受け付けた内容を記録しており、事実と相違していないこと、ii) 行政分野分類及び行政機関分類は、統計処理を行うため、北海道管区行政評価局の判断に基づく分類を記録していること、iii) 調査結果は、実際に行った照会結果、検討結果等を記録しており、事実と相違していないことから、訂正の必要は認められない。

(2) 結論

以上のとおり、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」には該当せず、訂正をしないとした原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月17日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年10月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙2のと通りの訂正を求めるものであるところ（以下、別紙2に掲げる本件訂正請求の（趣旨1）ないし（趣旨8）を、順に「趣旨1」ないし「趣旨8」という。）、処分庁は、訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙2のと通りの訂正を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報（以下「本件対象訂正部分」という。）の訂正の要否について検討する。

2 法27条1項1号について

本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

- (1) 訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき、当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報

の訂正をすべきか否かを判断するに足りる内容を，自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして，請求を受けた行政機関の長においては，訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的に主張や根拠の提示がない場合や，当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には，法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

- (2) そこで，当審査会において，諮問書に添付された本件文書（写し）を確認したところによると，本件対象保有個人情報記録された本件文書は，①審査請求人からの特定年月日A付けの保有個人情報訂正請求書に対し，北海道管区行政評価局が行った訂正をしない旨の決定（以下「先行不訂正決定」という。）に係る電子決裁の起案用紙（本件文書1），②当該電子決裁後に出力，印刷した起案用紙（本件文書2）及び③当該電子決裁に添付されている相談対応票（特定受付番号）（本件文書3）であり，そのうち，本件対象訂正部分は，本件文書1及び本件文書2の各「伺い文」欄の記載内容部分（趣旨1ないし趣旨3）並びに本件文書3の「件名」（趣旨4），「相談内容」（趣旨5），「行政分野分類」（趣旨6），「行政機関分類」（趣旨7）及び「調査結果」（趣旨8）の各欄の記載内容部分であると認められる。以下，順次検討する。

ア 趣旨1ないし趣旨3に係る訂正請求について（本件文書1及び本件文書2の関係）

標記の訂正請求は，要するに，先行不訂正決定に係る決裁の内容（結論及びその理由）そのものの訂正を求めるものであり，諮問庁から先行不訂正決定に係る通知書（写し）の提出を受け，当審査会においてこれを確認したところによれば，当該決裁に基づいて先行不訂正決定が行われたことは明らかであることからすると，結局は，既に行われた処分（先行不訂正決定）の内容（結論及び理由）の訂正を求めるものといわざるを得ない。

そうすると，標記の訂正請求は，訂正請求の体裁をとってはいるものの，その実質は，先行不訂正決定に対する不服を申し立てるものであって，法27条1項に基づく保有個人情報の訂正請求に当たるものではない。したがって，このような訂正請求については，およそ訂正請求に理由があると認められる余地はない。

イ 趣旨4ないし趣旨8に係る訂正請求について（本件文書3の関係）

本件文書3は，先行不訂正決定に係る決裁を行うに当たり，その決裁の参考資料とされた相談対応票（特定受付番号）であって，これが決裁の参考にされたことを示す趣旨で当該決裁に係る決裁文書に添付された

ものであることは明らかであるところ、このような添付の趣旨を踏まえると、本件文書3は当該決裁の参考資料とされたままの内容で保有することが必要なものであり、その内容につき、仮に、事実と異なることがあったとしても、これを理由に訂正に応じることは、本件対象保有個人情報利用目的の達成に必要な範囲を超えているといわざるを得ない。

したがって、本件文書3に記録された保有個人情報の訂正請求を認めることはできない。

(3) 以上のとおり、本件対象訂正部分について、法29条に基づく訂正義務があるとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙 1（本件対象保有個人情報記録された文書）

本件文書 1 保有個人情報の訂正を行わない旨の決定に係る電子決裁の起案用紙

本件文書 2 当該電子決裁後に出力，印刷した起案用紙

本件文書 3 当該電子決裁に添付されている相談対応票（特定受付番号）

別紙 2（保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由）

保有個人情報の訂正を行わない旨の決定に係る電子決裁の起案用紙（本件文書 1 の関係）

当該電子決裁後に出力、印刷した起案用紙（本件文書 2 の関係）

（趣旨 1）「訂正箇所：なし（事実と異なると判断できる具体的な根拠がないため）」を「訂正箇所：あり（事実と異なると判断できる具体的な根拠があるため）」に訂正せよ。

（理由 1）行政相談週間用処理票，相談内容を確認した特定行政相談委員の証言，北海道財務局理財部金融監督第一課特定職員 B の応接メモ，司法書士懲戒処分申出書などの具体的な根拠があるから。

（趣旨 2）「相談対応票に記載の件名，相談内容，対応経過，調査結果，回答内容は事実と異なると判断できる具体的な根拠がある。」を追加せよ。

（理由 2）特定年月日 B に開催した行政相談所で相談を受けた行政相談委員から北海道管区行政評価局に提出された「行政相談処理票」の記載内容を確認するとともに，当該相談の処理を行った同局職員に確認した結果・・・総務省の理由説明書

注）行政相談処理票は行政相談週間用処理票の誤り

処分庁を通じて，相談を受け付けた行政相談委員及び事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した結果・・・総務省の理由説明書

（特定行政相談委員は，銀行を監督する金融庁に新たな制度要望をすることは知らなかった。特定職員 D も，特定行政相談委員は金融庁へ要望したことを知らないと言言している。）

理由 1 に同じ

（趣旨 3）「対応経過 北海道財務局特定職員 E に確認した結果，「あくまでも一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問い合わせを受け，監督当局として関与していない旨特定職員 B は回答している。」ということが分かったので削除しない。」を追加せよ。

（理由 3）削除の理由に「特定月日 C に〇〇（審査請求人の姓。以下同じ。）（特定職員 A のねつ造では当方になる。）が特定職員 B に特定職員 C から照会があったかどうか確認したところ，照会を受けていないと回答があった。」とあるが，特定職員 B の勘違いで，特定職員 B は特定職員 C に上記の回答をしていたから。

しかし，特定職員 A は，そのことを知りながら，「新たな制度創設の意見を伝えた，行政機関分類は金融庁，相続で代理人が貸金庫を開扉できる，北海道財務局の担当者に直接意見を述べることで

きる，特定職員Bの発言をそのまま〇〇に伝えた。」と虚偽の主張をした。

当該電子決裁に添付されている相談対応票（特定受付番号）（本件文書3の関係）

（趣旨4）「銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば，相続人全員の同意書がなくても被相続人の貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい」を「公証役場で作成した公正証書遺言で銀行貸金庫の開扉ができるように」に訂正せよ。

（理由4）処分庁を通じて，特定年月日Bに開催した行政相談所で相談を受けた行政相談委員から北海道管区行政評価局に提出された「行政相談処理票」の記載内容を確認する・・・と記載があるから。

（趣旨5）「銀行を監督する金融庁は，銀行が遺言執行者や相続人から公正証書による遺言書の提出があれば，相続人全員の同意書がなくても銀行の貸金庫を開扉できるような制度を創設してほしい。」を「公正証書遺言があれば銀行の貸金庫の開扉をできるようにしてほしい。」に訂正せよ。

（理由5）総務省の理由説明書に相談内容は，「処分庁を通じて，相談を受け付けた行政相談委員及び事案処理を行った北海道管区行政評価局職員に確認した・・・。」と記載があるから。

特定職員Dは，特定行政相談委員は金融庁へ要望したことは知らないと主張しているから。

（趣旨6）「金融・財務一預金・貸出」を「法務・民法一相続法」に訂正せよ。

（理由6）遺言執行者の貸金庫開扉権限は，預金・貸出に該当しないから。

（趣旨7）「金融庁」を「法務省」に訂正せよ。

（理由7）遺言執行者の貸金庫開扉権限は，法務省の所管であると札幌法務局から回答を得ているから。

（趣旨8）「2 本件の公正証書による遺言書には，貸金庫の開扉について記載されておらず，当該銀行に対しても貸金庫の開扉できる代理人の届け出がなされていないことから，当該遺言書では金庫の開扉ができなかったことの原因であると考えられる。また，銀行における貸金庫の運営は，各銀行が規定を設けて行っているものであり，現状としては行政相談では取り扱うことができないことであるが，新たな制度創設の意見として北海道財務局に連絡することとする。なお，特定月日Dに当局が開催する一日合同相談所（特定施設）で北海道財務局の担当者に直接意見を述べることもできることを伝えることとする。」を削除せよ。

（理由8）平成29年（行個）諮問第74号で上記の内容が根拠のないもので

あると答申があったから。特定年月日Cに一日合同相談所（特定施設）で北海道財務局の担当者に直接意見を述べることはできなかったから。金融庁の所管ではなかったから。